１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ P.14

● 労働安全衛生の国際的な流れと日本の政策(ＯＳＨＭＳ)

ＩＬＯガイドラインの目的
危険有害要因及びリスクからの労働者の保護や労働災害の根絶等に寄与

ＩＬＯガイドラインからの運用
日本のOSHMSは、ＩＬＯガイドラインの主旨、「業種・規模等を考慮しながら事業場や集団の実情や必要性を反映するように、事業場・集団等において(各国の事情に合わせて)任意に策定する」により策定

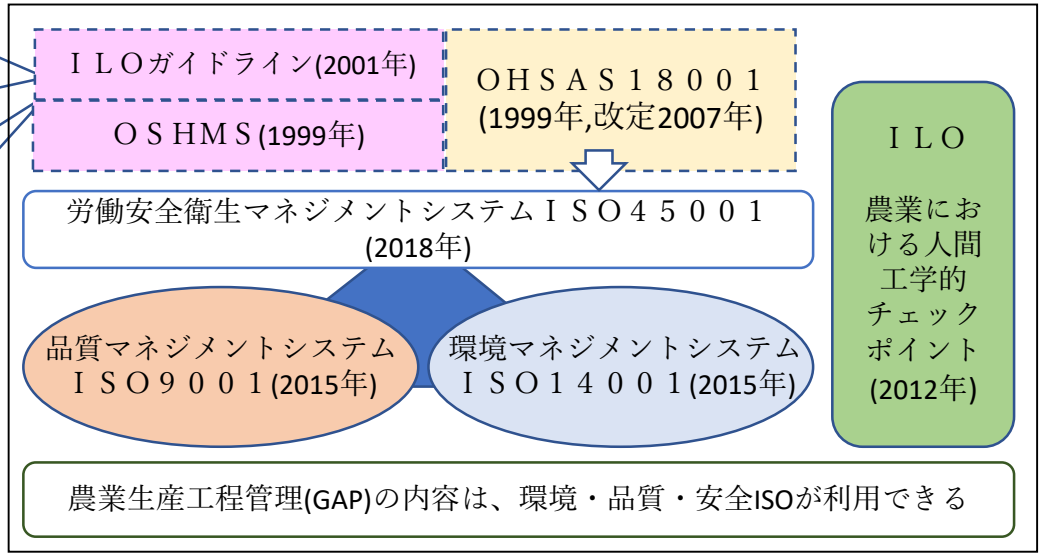

図2-1-1　環境･品質･安全ISOと関連性

労働安全衛生マネジメントシステムOSHMSの目的
(日本国内の)①事業者が労働者の協力の下に、一連の過程を定めて継続的に行う(システム化)自主的な安全衛生活動を促進、②労働災害防止、③労働者の健康増進及び快適な職場環境の形成促進で、事業場の安全衛生水準の向上に資すること

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.15

- 労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑOSHMS
  - ○　安全衛生を組織的に実施
  - ○　責任と権限を明確化
  - ○　日頃の会話等を活用し、不都合は随時共有
  - ○　事業者(指示する者)の権限を明確にして指示、失敗した場合は責任が増加(負担が重く圧し掛かる)
  - ○　従業者(指示を受ける者)は、指示を順守。不都合は話し合い（安全衛生委員会等の場)を通じて共有し、事業者がその意見を反映して改善

これらの実行には協力関係が必要

OSHMS の概要　○文字は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の条番号を示す

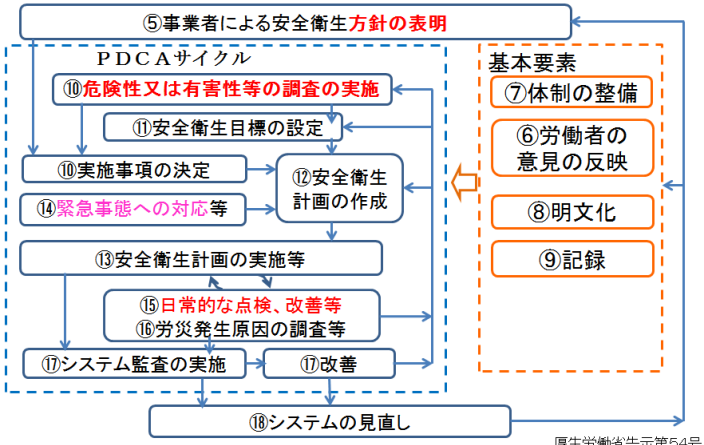

図2-1-2 労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの概要　厚生労働省告示第54号より引用　令和元年7月1日付

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.16～19

リスクアセスメントにより、危険源に対する基本的な対策を実施

- すべてのリスクが受け入れ可能な程度に抑えられた状態を「危険が管理された状態」といい、更にリスクを低減することで、「安全」となる
- 「安全な状態」＝「危険がない又は低い状態」
- 不安全に至らないように、危険源を気付かせ、危害のイメージを持たせることで、危険の少ない（安全な）行動を促進
- 「労働災害発生の流れ」と、その「危害の程度」は、対策の内容で大きく変化
- 本質的な対策は物や装置の機能を使用する。対策は対処療法的なものまで様々であるが、手順や確認の手法などで人に頼らない「確実さ」が基本

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.16～19

リスクアセスメント、対策の考え方　　図2-1-3 危害の評価例を参照する

- 管理・手順・訓練・教育による対策は守られない場合があり、リスク低減効果は期待が薄い
- 「確認」を対策とした場合、どのタイミングで、誰が、何を確認するのか、判断基準を明確にすることが必要
- 手順に係る対策の再リスク評価では、手順が守られないことを考慮し、危害を受ける「可能性」は対策前と同値とする
- ①手順の表示(例:ファーストフード店の調理手順)や、②仕組み(例:鉄道タブレット交換、ロックアウト方式)に実効性と効果が認められれば、「可能性」は１段階下げることが可能
- 保護具の使用では、危険源は残置されることから、保護具の誤使用により期待する保護効果は得られず、危害を受ける可能性が高い。よってリスク(危険)からの改善効果は評価できない

ロックアウト方式: 機械修理等で機械内に入る時に、電源ブレーカをONさせない為に鍵を掛け、(複数人の場合)その鍵を更に箱に入れて箱鍵を掛け、箱鍵を持って機内に入り作業する方式